

議第 26 号 王滝村税条例の一部を改正する条例（専決処分）

【改正理由】

- 地方税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号）施行に伴い所要の改正を行うもの。

【主な改正内容】

- 個人住民税
ひとり親控除の控除額を 30 万円から 33 万円に引き上げる
※令和 10 年度分の個人住民税から適用
- 固定資産税
 - 免税点について、家屋にあっては 20 万円から 30 万円へ、償却資産にあっては、150 万円から 180 万円に引き上げる。
 - 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に規定する発電設備に係る特例措置を見直し、対象資産の取得期限を令和 11 年 3 月 31 日まで延長する。
 - 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する特別特定建築物に該当する建築物について、一定の基準に適合する改修工事が行われた場合の減額措置を見直した上、その対象資産の改修期限を令和 11 年 3 月 31 日まで延長する。
- 軽自動車税
令和 8 年 4 月 1 日に軽自動車税の「環境性能割」を廃止し、現行の「種別割」を「軽自動車税」とするほか、所要の規定の整備を行う。

【施行期日】

一部の規定を除き、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議第 26 号

王滝村税条例の一部を改正する条例について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり令和 8 年 3 月 31 日専決処分をしたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求める。

令和 8 年 4 月 16 日 提出
王滝村長 越原道廣

令和 8 年 4 月 日 承認
王滝村議会議長 下出謙介

専決第 1号

王滝村税条例（昭和38年王滝村条例第40号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 8年 3月31日 専決処分
王滝村長 越原道廣

(別紙)

王滝村税条例の一部を改正する条例

王滝村税条例（昭和 38 年王滝村条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条の 3 中「車種別」を「軽自動車税」に改める。

第 19 条中「、第 81 条の 6 第 1 項」を削り、同条第 2 号及び第 3 号中「第 81 条の 6 第 1 項の申告書、」を削る。

第 33 条第 3 項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「。）」の次に「(同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。)」を加える。

第 34 条の 7 第 2 項中「附則第 5 条の 6 第 2 項」を「附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項」に改める。

第 36 条の 2 第 1 項ただし書中「及び第 36 条の 3 の 3 第 1 項」を「並びに第 36 条の 3 の 3 第 1 項及び第 2 項第 4 号」に、「この限りではない」を「この限りでない」に改める。

第 36 条の 3 の 2 第 1 項第 2 号中「除き、」を「除く。次条第 1 項第 2 号において同じ。）」に改め、「。次条第 1 項において同じ」を削り、同条第 5 項中「次条第 4 項」を「次条第 5 項」に改める。

第 36 条の 3 の 3 第 1 項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第 203 条の 6 第 1 項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して村長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第 203 条の 6 第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第 23 条第 1 項第 1 号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が 900 万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が 95 万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第 3 号において同じ。）（退職手当等（第 53 条の 2 に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢 16 歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）を有する者

(3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第 23 条第 1 項第 1 号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第 48 条の 9 の 7 の 3 に定める金額に満たない者を除く。）であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢 16 歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）を有する者

第 36 条の 3 の 3 第 5 項中「第 3 項」を「第 4 項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項中「第 48 条の 9 の 7 の 3」を「第 48 条の 9 の 8」に改め、同項を第 5 項とし、同条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に、「法第 317 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書に」を「同条第 1 項の規定による申告書に」に、「法第 317 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書を提出する」を「同条第 1 項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 公的年金等支払者の名称

(2) 公的年金等受給者が、法第 314 条の 2 第 1 項第 6 号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨

(3) 特定配偶者の氏名

(4) 扶養親族又は特定親族の氏名

(5) その他施行規則で定める事項

第 63 条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあつては 20 万円」を削り、「150 万円」を「180 万円」に改める。

第 80 条第 1 項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第 80 条第 2 項を削り、同条第 3 項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第 1 項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第 2 項とする。

第 81 条第 1 項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を保留している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第 81 条第 2 項中「三輪以上の軽自動車の所得者又は」を削り、同条第 3 項及び第 4 項を削る。

第 81 条の 3 から第 81 条の 8 までを削る。

第 82 条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 83 条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 85 条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 86 条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 87 条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第 1 項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第 33 号の 4 の 2 様式」を「第 33 号の 4 様式」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「第 33 号の 4 の 2 様式」を「第 33 号の 4 様式」に改める。

第 88 条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 89 条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 90 条の見出し並びに同条第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 5 項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 91 条第 2 項中「第 80 条第 3 項ただし書」を「第 80 条第 2 項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第 7 項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第 6 条中「から令和 9 年度まで」を「以後」に改める。

附則第 7 条の 3 の前の見出し及び同条を削る。

附則第 7 条の 3 の 2 に見出しとして「(個人の村民税の住宅借入金等特別税額控除)」を付し、同条第 1 項中「令和 20 年度」を「令和 25 年度」に、「居住年が平成 11 年から平成 18 年まで又は」を「同法第 41 条第 1 項に規定する居住年が」に、「令和 7 年」を「令和 12 年」に、「において、前条第 1 項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」を「附則第 5 条の 4 第 5 項」に改め、同条第 2 項中「附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項」を「附則第 7 条の 3 第 1 項」に改め、同条を附則第 7 条の 3 とする。

附則第 7 条の 4 中「又は附則第 20 条第 1 項」を、「、附則第 19 条の 3 第 1 項又は附則第 20 条第 1 項」に、「附則第 5 条の 6 第 2 項」を「附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項」に改める。

附則第 8 条第 1 項中「令和 9 年度」を「令和 12 年度」に改め、同条第 2 項中「、附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項」を削る。

附則第 9 条の 2 中「附則第 7 条の 2 第 4 項」の次に「(法附則第 7 条の 3 第 3 項又は第 4 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加える。

附則第 10 条の 2 第 3 項中「附則第 15 条第 14 項」を「附則第 15 条第 13 項」に改め、同条第 4 項中「附則第 15 条第 25 項第 1 号イ」を「附則第 15 条第 24 項第 1 号イ」に改め、同条第 5 項中「附則第 15 条第 25 項第 1 号ロ」を「附則第 15 条第 24 項第 1 号ロ」に改め、同条第 6 項中「附則第 15 条第 25 項第 1 号ハ」を「附則第 15 条第 24 項第 1 号ハ」に改め、同条第 7 項中「附則第 15 条第 25 項第 1 号ニ」を「附則第 15 条第 24 項第 1 号ニ」に改め、同条第 8 項中「附則第 15 条第 25 項第 3 号イ」を「附則第 15 条第 24 項第 3 号イ」に改め、同条第 9 項中「附則第 15 条第 25 項第 3 号ロ」を「附則第 15 条第 24 項第 3 号ロ」に改め、同条第 10 項中「附則第 15 条第 25 項第 3 号ハ」を「附則第 15 条第 24

項第 4 号」に改め、同条第 11 項から第 13 項までを削り、同条第 14 項中「附則第 15 条第 28 項」を「附則第 15 条第 27 項」に改め、同項を同条第 11 項とし、同条第 15 項中「附則第 15 条第 32 項」を「附則第 15 条第 31 項」にあらため、同項を同条第 12 項とし、同条第 16 項中「附則第 15 条第 37 項」を「附則第 15 条第 36 項」に改め、同項を同条第 13 項とし、同条中第 17 項を第 14 項とし、第 18 項を第 15 項とし、同条に次の 1 項を加える。

16 法附則第 15 条の 11 第 1 項に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

附則第 7 項中「附則第 12 条第 19 項」を「附則第 12 条第 20 項」に改め、同条第 9 項第 4 号中「附則第 12 条第 23 項」を「附則第 12 条第 24 項」に改め、同項第 6 号中「附則第 12 条第 24 項」を「附則第 12 条第 25 項」に改め、同条第 11 項第 5 号中「附則第 12 条第 31 項」を「附則第 12 条第 32 項」に改め、同条第 15 項中「附則第 12 条第 19 項」を「附則第 12 条第 20 項」に改め、同条第 16 項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成 18 年国土交通省令第 110 号）第 10 条第 2 項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成 24 年法律第 49 号）第 2 条第 2 項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第 7 条の 2 第 1 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）第 14 条第 1 項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第 3 項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第 17 条第 3 項第 1 号に規定する同法第 2 条第 20 号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第 3 号を次のように改める。

（3）家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年政令第 379 号）第 5 条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 14 条第 3 項の条例で定める同法第 2 条第 18 号に規定する特定建築物を含む。）のいずれかに該当するかの別

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規程は、当該各号に定める日から施行する。

- （1）第 36 条の 2 第 1 項ただし書、第 36 条の 3 の 2 及び第 36 条の 3 の 3 の改正規定並びに附則第 6 条の改正規定及び附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項の改正規定（「令和 20 年度」を「令和 25 年度」に改める部分及び「令和 7 年」を「令和 12 年」に改める部分に限る。）並びに次条第 1 項及び第 2 項の規定 令和 9 年 1 月 1 日
- （2）第 63 条の改正規定及び附則第 3 条第 2 項の規定 令和 9 年 4 月 1 日

(3) 第34条の7第2項の改正規定並びに附則第7条の4の改正規定（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）、附則第9条の2の改正規定及び附則第17条の2の改正規定（同条第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める部分を除く。）並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日

(村民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の村税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の村税条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 前条第1号に掲げる規定による改正後の村税条例附則第7条の3第1項及び第2項の規定は、村民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、村民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第10項に規定する認定住宅等（同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 前条第4号に掲げる規定による改正後の村税条例附則第7条の4の規定は、同号に

掲げる規定の施行の日（以下この項及び第5項において「4号施行日」という。）の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の村民税について適用し、4号施行日の属する年度分までの個人の村民税については、なお従前の例による。

- 4 新条例附則第17条の2第4項の規定は、村民税の所得割の納税義務者が前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第17条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。
- 5 新条例附則第19条の3の規定は、4号施行日の属する年度の翌年度以後の個人の村民税について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第63条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

- 2 この条例の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

王滝村税条例の一部を改正する条例 新旧対照表

○王滝村税条例

【本則】

改正後	改正前
<p>第18条の3 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により<u>軽自動車税</u>を滞納している場合においてその旨とする。</p>	<p>第18条の3 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により<u>車種別</u>を滞納している場合においてその旨とする。</p>
<p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5（第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第47条の4第1項（第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第48条第1項（法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。）、第53条の7、第67条、第83条第2項、第98条第1若しくは第2項、第105条、第139条第1項又は第145条第3項規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長のあったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納入しなければならない。</p>	<p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5（第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第47条の4第1項（第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第48条第1項（法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。）、第53条の7、第67条、<u>第81条の6第1項</u>、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第105条、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長のあったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納入しなければならない。</p>
<p>(1) (略)</p>	<p>(1) (略)</p>
<p>(2) 第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書に係る税額（第4号に掲げる税額を除く。） 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p>	<p>(2) <u>第81条の6第1項の申告書</u>、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書に係る税額（第4号に掲げる税額を除く。） 当該税額に係る納期限の翌日から1月を刑する日までの期間</p>

改正後	改正前
(3) 第 98 条第 1 項又は第 139 条第 1 項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から 1 月を経過する日までの期間	(3) <u>第 81 条の 6 第 1 項の申告書</u> 、第 98 条第 1 項又は第 139 条第 1 項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から 1 月を経過する日までの期間
(4) ～ (6) (略)	(4) ～ (6) (略)
<p>第 33 条 (略)</p> <p>3 法第 23 条第 1 項第 15 号に規定する特定配当等 (次項及び第 34 条の 9 において「特定配当等」という。) (同号ロに掲げるものを除く。以下同じ。) に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。</p>	<p>第 33 条 (略)</p> <p>3 法第 23 条第 1 項第 15 号に規定する特定配当等 (<u>以下この項及び次項並びに第 34 条の 9 において「特定配当等」という。</u>) に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。</p>
<p>第 34 条の 7 (略)</p> <p>2 前項の特例控除額は、<u>法第 314 条の 7 第 11 項 (法附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)</u> に定めるところにより計算した金額とする。</p>	<p>第 34 条の 7 (略)</p> <p>2 前項の特例控除額は、<u>法第 314 条の 7 第 11 項 (法附則第 5 条の 6 第 2 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)</u> に定めるところにより計算した金額とする。</p>
<p>第 36 条の 2 第 23 条第 1 項第 1 号に掲げる者は、3 月 15 日までに、施行規則第 5 号の 4 様式 (別表) による申告書を村長に提出しなければならない。ただし、法第 317 条の 6 第 1 項又は第 4 項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から 1 月 1 日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの (公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額 (令第 48 条の 9 の 7 に規定するものを除く。)、小規模企業共済掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額 (所得割の納税義務者 (前年の合計所得金額が 900 万円以下であるものに限る。)) の法第 31 条の 2 第 1 項第 10 号の 2 に規定する自己と生計を一にする配偶者 (前年の合計所得金額が 95 万円以下であるものに限る。)) で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除</p>	<p>第 36 条の 2 第 23 条第 1 項第 1 号に掲げる者は、3 月 15 日までに、施行規則第 5 号の 4 様式 (別表) による申告書を村長に提出しなければならない。ただし、法第 317 条の 6 第 1 項又は第 4 項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から 1 月 1 日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの (公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額 (令第 48 条の 9 の 7 に規定するものを除く。)、小規模企業共済掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額 (所得割の納税義務者 (前年の合計所得金額が 900 万円以下であるものに限る。)) の法第 31 条の 2 第 1 項第 10 号の 2 に規定する自己と生計を一にする配偶者 (前年の合計所得金額が 95 万円以下であるものに限る。)) で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除</p>

改正後	改正前
<p>く。)、法第 314 条の 2 第 4 項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第 1 項第 12 号に規定する特定親族をいう。第 36 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号並びに第 36 条の 3 の 3 第 1 項及び第 4 号において同じ。）（前年の合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第 313 条第 8 項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第 34 条の 7 第 1 項及び第 2 項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第 24 条第 2 項に規定する者（施行規則第 2 条の 2 第 1 項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。</p>	<p>く。)、法第 314 条の 2 第 4 項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第 1 項第 12 号に規定する特定親族をいう。第 36 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号及び第 36 条の 3 の 3 第 1 項において同じ。）（前年の合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第 313 条第 8 項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第 34 条の 7 第 1 項及び第 2 項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第 24 条第 2 項に規定する者（施行規則第 2 条の 2 第 1 項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。</p>
第 36 条の 3 の 2 （略）	第 36 条の 3 の 2 （略）
(1) （略）	(1) （略）
<p>(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が 1,000 万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第 313 条第 3 項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第 4 項に規定する事業専従者に該当するものを除く。次条第 1 項第 2 号において同じ。）（合計所得金額が 133 万円以下であるものに限る。）の氏名</p>	<p>(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が 1,000 万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第 313 条第 3 項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第 4 項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が 133 万円以下であるものに限る。次条第 1 項において同じ。）の氏名</p>
(3) ～ (4) （略）	(3) ～ (4) （略）
2 ～ 4 （略）	2 ～ 4 （略）
<p>5 給与所得者は、第 1 項及び第 3 項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第 48 条の 9 の 7 の 2 において準用する令第 8 条の 2 の 2 に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該</p>	<p>5 給与所得者は、第 1 項及び第 3 項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第 48 条の 9 の 7 の 2 において準用する令第 8 条の 2 の 2 に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該</p>

改正後	改正前
<p>申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第5項及び第53条の9第3項において同じ。）により提供することができる。</p>	<p>申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。）により提供することができる。</p>
<p>第36条の3の3 <u>次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して村長に提出しなければならない。</u></p>	<p>第36条の3の3 <u>所得税法第203条の6第1項により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で村内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、村長に提出しなければならない。</u></p>
<p>(1) <u>所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者</u></p>	<p>(1) <u>当該公的年金等支払者の名称</u></p>
<p>(2) <u>法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900</u></p>	<p>(2) <u>特定配偶者の氏名</u></p>

改正後	改正前
<p>万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。次号及び次項第3号において同じ。)(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。))に係る賃貸借を有する者に限る。)</p> <p>又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者</p>	
<p>(3) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。)の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の状況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。)であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者</p>	<p>(3) <u>扶養親族又は特定親族の氏名</u></p>
<p>(削除)</p>	<p>(4) <u>その他施行規則で定める事項</u></p>
<p>2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) <u>公的年金等支払者の名称</u></p> <p>(2) <u>公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨</u></p> <p>(3) <u>特定配偶者の氏名</u></p> <p>(4) <u>扶養親族又は特定親族の氏名</u></p> <p>(5) <u>その他施行規則で定める事項</u></p>	
<p>3 前項又は法317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支</p>	<p>2 前項又は法317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支</p>

改正後	改正前
<p>払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した<u>第1項</u>又は同条第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、第1項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した<u>第1項</u>又は同条第1項の規定による申告書を提出することができる。</p>	<p>払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した<u>前項</u>又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、<u>前項</u>又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した<u>前項</u>又は法第317条の3の3の規定による申告書を提出することができる。</p>
<p>4 (略)</p>	<p>3 (略)</p>
<p><u>5</u> 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の8において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p>	<p><u>4</u> 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p>
<p><u>6</u> 前項の規定の適用がある場合における<u>第4項</u>の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p>	<p><u>5</u> 前項の規定の適用がある場合における<u>第3項</u>の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p>
<p>第63条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が<u>土地</u>又は<u>家屋</u>にあっては30万円、償却資産にあっては<u>180万円</u>に満たない場合においては、固定資産税を課さない。</p>	<p>第63条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が<u>土地</u>にあっては30万円、<u>家屋</u>にあっては20万円、償却資産にあっては<u>150万円</u>に満たない場合においては、固定資産税を課さない。</p>
<p>第80条 <u>軽自動車税は、軽自動車等</u>に対し、その所有者に課する。</p>	<p>第80条 <u>軽自動車税は、三輪以上の軽自動車税</u>に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別別によって課する。</p>

改正後	改正前
(削除)	2 前項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者には、法第 443 条第 2 項に規定する者を含まないものとする。
2 軽自動車等の所有者が法第 445 条第 1 項の規定により <u>軽自動車税</u> を課することができない者である場合には、 <u>前項の規定にかかわらず、当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車については、この限りでない。</u>	3 軽自動車等の所有者が法第 445 条第 1 項の規定により <u>種別割</u> を課することができない者である場合には、 <u>第 1 項の規定にかかわらず、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車については、これを課さない。</u>
第 81 条 <u>軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u>	第 81 条 <u>軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第 1 項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u>
2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。	2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を <u>三輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u>
(削除)	3 法第 444 条第 3 項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した三輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第 2 条第 5 項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した三輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第 444 条第 3 項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第 1 項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。
(削除)	4 法の施行地外で三輪以上の軽自動車を取得した者が、当該三輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該三輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を三輪以上の軽自動車の取得

改正後	改正前
	者とみなして、環境性能割を課する。
(削除)	第 81 条の 3 環境性能割の課税標準は、三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第 15 条の 10 に定めるところにより算定した金額とする。
(削除)	<p>第 81 条の 4 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</p> <p>(1) 法第 451 条第 1 項 (同条第 4 項又は第 5 項において準用する場合を含む。) の規定の適用を受けるもの 100 分の 1</p> <p>(2) 法第 451 条第 2 項 (同条第 4 項又は第 5 項において準用する場合を含む。) の規定の適用を受けるもの 100 分の 2</p> <p>(3) 法第 451 条第 3 項の規定の適用を受けるもの 100 分の 3</p>
(削除)	第 81 条の 5 環境性能割の徴収については、振興納付の方法によらなければならない。
(削除)	第 81 条の 6 環境性能割の納税義務者は、法第 454 条第 1 項各号に掲げる三輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該国号に定める時又は日までに、施行規則第 33 号の 4 様式による申告書を村長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。
(削除)	<p>第 81 条の 7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10 万円以下の過料を科する。</p> <p>2 前項の過料の額は、情状により、村長が定める。</p> <p>3 第 1 項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から 10 日以内とする。</p>
(削除)	第 81 条の 8 村長は、公益のため直接専用する三輪以上の軽自動車又は第 90 条第 1 項各号に掲げる軽自動車等 (三輪以上のものに限る。) のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

改正後	改正前
(削除)	2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。
(軽自動車税の税率) 第 82 条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する <u>軽自動車税</u> の税率は、1 台について、それぞれ当該各号に定める額とする。	(種別割の税率) 第 82 条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する <u>種別割</u> の税率は、1 台について、それぞれ当該各号に定める額とする。
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)
(軽自動車税の賦課期日及び納期) 第 83 条 種別割の賦課期日は、4 月 1 日とする。 2 軽自動車税の納期は、5 月 1 日から同月 31 日までとする。	(種別割の賦課期日及び納期) 第 83 条 種別割の賦課期日は、4 月 1 日とする。 2 種別割の納期は、5 月 1 日から同月 31 日までとする。
(軽自動車税の徴収の方法) 第 85 条 軽自動車税は、普通徴収の方法によって徴収する。ただし、賦課期日後に第 91 条第 1 項の規定による標識を交付する場合には、証紙徴収の方法によって徴収する。	(種別割の徴収の方法) 第 85 条 種別割は、普通徴収の方法によって徴収する。ただし、賦課期日後に第 91 条第 1 項の規定による標識を交付する場合には、証紙徴収の方法によって徴収する。
(軽自動車税の証紙徴収の手続) 第 86 条 前条ただし書の規定により証紙徴収の方法によって徴収する <u>軽自動車税</u> の納税者は、当該標識の交付を受ける際、規則で定めるところにより、次条第 1 項の申告書に納税証紙を貼らなければならない。ただし、当該納税者が納税証紙の額面金額に相当する現金を納付したときは、当該申告書に納税済印を押すことにより納税証紙に代えるものとする。	(種別割の証紙徴収の手続) 第 86 条 前条ただし書の規定により証紙徴収の方法によって徴収する <u>種別割</u> の納税者は、当該標識の交付を受ける際、規則で定めるところにより、次条第 1 項の申告書に納税証紙を貼らなければならない。ただし、当該納税者が納税証紙の額面金額に相当する現金を納付したときは、当該申告書に納税済印を押すことにより納税証紙に代えるものとする。
(種別割に関する申告又は報告) 第 87 条 軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者となった日から 15 日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては <u>施行規則第 33 号の 4 様式</u> による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては	(種別割に関する申告又は報告) 第 87 条 <u>種別割</u> の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者となった日から 15 日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては <u>施行規則第 33 号の 4 の 2 様式</u> による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては

改正後	改正前
<p>施行規則第 33 号の 5 様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を村長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から 15 日以内に、当該変更があった事項について軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第 33 号の 4 様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第 33 号の 5 様式による申告書を村長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。</p> <p>3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から 30 日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第 33 号の 4 様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第 34 号様式による申告書を村長に提出しなければならない。</p> <p>4 (略)</p>	<p>ては施行規則第 33 号の 5 様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を村長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から 15 日以内に、当該変更があった事項について軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第 33 号の 4 の 2 様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第 33 号の 5 様式による申告書を村長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。</p> <p>3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から 30 日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第 33 号の 4 の 2 様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第 34 号様式による申告書を村長に提出しなければならない。</p> <p>4 (略)</p>
<p>(軽自動車税に係る不申告等に関する過料)</p> <p>第 88 条 (略)</p>	<p>(種別割に係る不申告等に関する過料)</p> <p>第 88 条 (略)</p>
<p>(軽自動車税の減免)</p> <p>第 89 条 村長は、公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、<u>軽自動車税</u>を減免する。</p> <p>2 前項の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを村長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>3 第 1 項の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を村長に申告しなければならない。</p>	<p>(種別割の減免)</p> <p>第 89 条 村長は、公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、<u>種別割</u>を減免する。</p> <p>2 前項の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを村長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>3 第 1 項の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を村長に申告しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>い。</p> <p>(身体障害者等に対する種別割の減免)</p> <p>第90条 村長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、<u>軽自動車税</u>を減免する。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>2 前項第1号の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、村長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないもの)あつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する情報をいう。次項において同じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第1項第2号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者</p>	<p>(身体障害者等に対する種別割の減免)</p> <p>第90条 村長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、<u>種別割</u>を減免する。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>2 前項第1号の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、村長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないもの)あつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する情報をいう。次項において同じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第1項第2号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、</p>

改正後	改正前
<p>は、納期限までに、村長に対して、当該軽自動車等の提示（村長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>5 前条第3項の規定は、第1項の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けている者について準用する。</p>	<p>納期限までに、村長に対して、当該軽自動車等の提示（村長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>5 前条第3項の規定は、第1項の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けている者について準用する。</p>
<p>第91条（略）</p> <p>2 法第445条若しくは第81条の2又は第80条第2項ただし書の規定によって<u>軽自動車税</u>を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、村内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、村長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。</p> <p>3 ～ 6（略）</p> <p>7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が村内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して<u>軽自動車税</u>が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、村長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。</p> <p>8 ～ 9 略</p>	<p>第91条（略）</p> <p>2 法第445条若しくは第81条の2又は第80条第3項ただし書の規定によって<u>種別割</u>を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、村内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、村長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。</p> <p>3 ～ 6（略）</p> <p>7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が村内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して<u>種別割</u>が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、村長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。</p> <p>8 ～ 9（略）</p>

【附則】

改正後	改正前
<p>第6条 平成30年度以後の各年度分の個人の村民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。</p>	<p>第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の村民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。</p>
<p>(削除)</p>	<p>(個人の村民税の住宅借入金等特別税額控除)</p> <p>第7条の3 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の村民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年（次条において「居住年」という。）が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。）においては、法附則第5条の4第6項に規定するところにより控除すべき額（第3項において「村民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。）を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3第1項」と、同項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3第1項」とする。</p> <p>3 第1項の規定は、村民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び村民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した村民税住宅借入金等特別税額控除申告書（その提出期限後において村民税の納税通知書が送達される時まで）</p>

改正後	改正前
	提出されたものを含む。)を、村長に提出した場合(法附則第5条の4第9項の奇的により税務署長を経由して提出した場合を含む。)に限り、適用する。
<p>(個人の村民税の住宅借入金等特別税額控除)</p> <p>第7条の3 平成22年度から令和25年度までの各年度分の個人の村民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和12年までの各年である場合に限る。)には、<u>附則第5条の4第5項</u>(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに<u>附則第7条の3第1項</u>」と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに<u>附則第7条の3の2第1項</u>」とする。</p>	<p>第7条の3の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の村民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)において、<u>前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項</u>(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに<u>附則第7条の3の2第1項</u>」と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに<u>附則第7条の3の2第1項</u>」とする。</p>
<p>第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける村民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、<u>附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項、附則第19条の3第1項又は附則第20条第1項</u>の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、<u>法附則第5条の5第2項</u>(法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を</p>	<p>第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける村民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、<u>附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項又は附則第20条第1項</u>の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、<u>法附則第5条の5第2項</u>(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算</p>

改正後	改正前
<p>含む。)に定めるところにより計算した金額とする。</p>	<p>した金額とする。</p>
<p>第8条 昭和57年度から令和12年度までの各年度分の個人の村民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると村長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る村民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2 前項に規定する各年度分の個人の村民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る村民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、附則第7条第1項、及び附則第7条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。</p> <p>3 (略)</p>	<p>第8条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の村民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると村長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る村民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2 前項に規定する各年度分の個人の村民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る村民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、附則第7条第1項、<u>附則第7条の3の2第1項</u>及び附則第7条の4の規定にかかわらず、<u>法附則第6条第5項各号</u>に掲げる金額の合計額とすることができる。</p> <p>3 (略)</p>
<p>第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）には、<u>法附則第7条の2第4項（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）</u>に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p>	<p>第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）には、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p>

改正後	改正前
<p>第10条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法附則第15条第13項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第13項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1)とする。</p>	<p>第10条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法附則第15条第14項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第14項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1)とする。</p>
<p>4 法附則第15条第24号第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p>	<p>4 法附則第15条第25号第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p>
<p>5 法附則第15条第24号第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p>	<p>5 法附則第15条第25項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p>
<p>6 法附則第15条第24号第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p>	<p>6 法附則第15条第25項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p>
<p>7 法附則第15条第24項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p>	<p>7 法附則第15条第25項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p>
<p>8 法附則第15条第24項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</p>	<p>8 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</p>
<p>9 法附則第15条第24項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</p>	<p>9 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</p>
<p>10 法附則第15条第24項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</p>	<p>10 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</p>
<p>(削除)</p>	<p>11 法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p>
<p>(削除)</p>	<p>12 法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p>

改正後	改正前
(削除)	13 法附則第 15 条第 25 項第 4 号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。
11 法附則第 15 条第 27 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。	14 法附則第 15 条第 28 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。
12 法附則第 15 条第 31 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。	15 法附則第 15 条第 32 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。
13 法附則第 15 条第 36 項に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。	16 法附則第 15 条第 37 項に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。
14 (略)	17 (略)
15 (略)	18 (略)
16 法附則第 15 条の 11 第 1 項に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。	
<p>第 10 条の 3 (略)</p> <p>1 ～ 6 (略)</p> <p>7 法附則第 15 条の 9 第 1 項の耐震基準適合住宅について、同項の規定を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書対及び当該耐震改修後の家屋が令附則第 12 条第 20 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付した村長に提出しなければならない。</p> <p>8 (略)</p>	<p>第 10 条の 3 (略)</p> <p>1 ～ 6 (略)</p> <p>7 法附則第 15 条の 9 第 1 項の耐震基準適合住宅について、同項の規定を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書対及び当該耐震改修後の家屋が令附則第 12 条第 19 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付した村長に提出しなければならない。</p> <p>8 (略)</p>
<p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 令附則第 12 条第 24 項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>(5) (略)</p>	<p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 令附則第 12 条第 23 項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>(5) (略)</p>

改正後	改正前
(6) 居住安定改修工事に要した費用並びに令 <u>附則第 12 条第 25 項</u> に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費	(6) 居住安定改修工事に要した費用並びに令 <u>附則第 12 条第 24 項</u> に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費
9～10 (略)	9～10 (略)
11 (略) (1)～(4) (略) (5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令 <u>附則第 12 条第 32 項</u> に規定する補助金等 (6) (略)	11 (略) (1)～(4) (略) (5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令 <u>附則第 12 条第 31 項</u> に規定する補助金等 (6) (略)
12～13 (略)	12～13 (略)
14 法附則第 15 条の 10 第 1 項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 18 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）第 7 条又は附則第 3 条第 1 項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令 <u>附則第 12 条第 20 項</u> に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して村長に提出しなければならない。	14 法附則第 15 条の 10 第 1 項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 18 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）第 7 条又は附則第 3 条第 1 項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令 <u>附則第 12 条第 19 項</u> に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して村長に提出しなければならない。
15 法附則第 15 条の 11 第 1 項の <u>改修特別特定建築物</u> について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に <u>施行規則附則第 7 条の 2 第 1 項</u> に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 19 号）第 14 条第 1 項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第 3 項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第 17 条第 3 項第 1 号に規定する同法第 2 条第 20 号に規定する建築物特定施設	15 法附則第 15 条の 11 第 1 項の <u>改修実演芸術公演施設</u> について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に <u>高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成 18 年国土交通省令第 110 号）第 10 条第 2 項</u> に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成 24 年法律第 49 号）第 2 条第 2 項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して村長に提出しなければならない。

改正後	改正前
<p><u>の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して村長に提出しなければならない。</u></p>	
<p>(1)(2) (略)</p> <p>(3) <u>家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれかに該当するかの別</u></p>	<p>(1)(2) (略)</p> <p>(3) <u>家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3項に規定する劇場若しくは現芸場又は同条第4号に規定する集会所若しくは公会堂のいずれかに該当するかの別</u></p>
<p>(4)～(6) (略)</p>	<p>(4)～(6) (略)</p>